また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　島根県大田市役所

○国土交通省告示第四百二十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条第三項の規定により、次の機関を登録講習機関として登録をしたので、同法第十七条の十八第一号の規定により公示する。

平成三十年三月九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録年月日　平成三十年二月二十八日

二　登録番号　（一）第〇二九号

三　登録講習機関の氏名又は名称　一般社団法人日本就職支援協会

四　住所　東京都渋谷区渋谷三丁目六番二号　第２矢木ビル４階

五　講習業務を行う主たる事務所の所在地　東京都渋谷区渋谷三丁目六番二号　第２矢木ビル４階

六　法人である場合の代表者の氏名　鈴木健太郎

○観光庁告示第七号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十九条において準用する第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録をしたので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

平成三十年三月九日

観光庁長官　田村明比古

一　登録年月日　平成三十年二月十五日

二　登録番号　第一号

三　登録研修機関の氏名又は名称　一般社団法人日本旅行業協会

四　住所　東京都千代田区霞が関三丁目三番三号　全日通霞ヶ関ビル三階

五　研修業務を行う事務所の所在地　東京都千代田区霞が関三丁目三番三号　全日通霞ヶ関ビル三階

六　法人にあってはその代表者の氏名　田川　博己

○環境省告示第六号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十六条第九項の規定に基づき、次のとおり生息地等保護区を解除し、同条第十項において準用する同条第七項の規定により公示する。

解除された生息地等保護区の区域を表示した図面は、環境省、兵庫県庁及び豊岡市役所に備え付けて供覧する。

平成三十年三月九日

環境大臣　中川　雅治

一　名称

大岡アベサンショウウオ生息地保護区

二　解除に係る指定の区域

兵庫県豊岡市日高町大岡の一部三・一ヘクタール（区域図省略）

○環境省告示第七号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十七条第二項の規定に基づき、次のとおり管理地区を解除し、同条第三項において準用する同法第三十六条第七項の規定により公示する。

解除された管理地区の区域を表示した図面は、環境省、兵庫県庁及び豊岡市役所に備え付けて供覧する。

平成三十年三月九日

環境大臣　中川　雅治

一　名称

大岡アベサンショウウオ生息地保護区管理地区

二　解除に係る指定の区域

大岡アベサンショウウオ生息地保護区の区域の全部（区域図省略）

○環境省告示第八号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十六条第一項の規定に基づき、次のとおり生息地等保護区を指定し、同条第七項の規定により公示する。

指定された生息地等保護区の区域を表示した図面は、環境省、兵庫県庁及び豊岡市役所に備え付けて供覧する。

平成三十年三月九日

環境大臣　中川　雅治

一　名称

大岡アベサンショウウオ生息地保護区

二　指定の区域

兵庫県豊岡市日高町大岡の一部七・八ヘクタール（区域図省略）

三　指定に係る国内希少野生動植物種

Hynobius abei（アベサンショウウオ）

四　指定の区域の保護に関する指針

㈠　アベサンショウウオの個体の生息のために確保すべき条件

アベサンショウウオの生息地は、福井県嶺北地方、石川県加賀地方、京都府丹後地方及び兵庫県但馬地方の各一部に限られている。また、各生息地域は分断されているため、地域間の個体の移動は認められない。そのため、本種を保護するためには、各地域の主要な生息地を保護することが重要である。

兵庫県但馬地方の当該区域は、当初の指定以降、継続的に生息が確認され、兵庫県但馬地方の中でも特に生息状況が安定している地域である。

本種は、毎年十二月中旬から下旬にかけて、泥底で落葉や枯木等が堆積する湧水のある池又は水路で産卵し、卵は二月中旬に孵化する。幼生は六月下旬から七月上旬にかけて変態して上陸し、成体は落葉広葉樹林又は竹林内の林床に生息する。そのため、本種の生息には、繁殖場所及び幼生の生息地として林内又は林縁にある池及び水路が、成体の生息地として湿潤な林床を持つうっ閉した落葉広葉樹林が必要である。

当該区域は、本種の生息に必要な前述の生息環境を含むとともに、産卵する池や水路に湧水を供給する湧水源を含んだひとまとまりの林分であり、生息環境が良好に維持されている。

このような状況から、兵庫県但馬地方の主要な生息地である当該区域を生息地保護区に指定し、保護することが必要である。

㈡　生息条件の維持のための環境管理の指針

アベサンショウウオの生息条件を維持するため、当該区域における各種行為は、生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。

さらに、本種が生息する湿潤な環境は、ぜい弱で外的圧力を受けやすく、水系及び森林を一体的に保護することが特に重要であることから、当該区域の全部を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生息環境の適切な管理を行うものとする。

○環境省告示第九号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、大岡アベサンショウウオ生息地保護区の区域内に次のとおり管理地区を指定し、同条第三項において準用する同法第三十六条第七項の規定により公示する。

指定された管理地区の区域を表示した図面は、環境省、兵庫県庁及び豊岡市役所に備え付けて供覧する。

平成三十年三月九日

環境大臣　中川　雅治

一　名称

大岡アベサンショウウオ生息地保護区管理地区

二　指定の区域

大岡アベサンショウウオ生息地保護区の区域の全部（区域図省略）

三　指定に係る国内希少野生動植物種

Hynobius abei（アベサンショウウオ）

四　指定の区域の保護に関する指針

㈠　アベサンショウウオの個体の生息のために確保すべき条件

当該区域に生息する本種の個体群を保護するためには、本種の繁殖場所又は幼生の生息環境となる池及び水路並びにそれらへの湧水源を含んだひとまとまりの林分を維持することが必要である。

㈡　生息条件の維持のための環境管理の指針

ア　工作物の設置等

本種の生息条件の維持を困難とするような工作物の設置及び宅地の造成その他の土地の形質の変更、土石の採取等は行わないこと。

イ　水面の埋立て又は干拓

本種の生息条件の維持のため、水路等の埋立て又は干拓は行わないこと。

ウ　水位・水量の変更

本種の生息条件の維持のため、水路等の水位及び水量の著しい変更を生じさせるような行為は行わないこと。

エ　木竹の伐採

本種の好適な生息条件である湿潤な林床を持つうっ閉した落葉広葉樹林、湧水等を保全するため、通常の管理行為以外の木竹の伐採は行わないこと。